

上代の土蜘蛛

— その宗教性を中心に —

一、はじめに

記紀・風土記に、「土蜘蛛」と呼ばれる人々が登場する。この土蜘蛛について、日本古典文学大系『日本書紀』は「大和朝廷に従わなかった地方の首長を、朝廷がエミシの語に蝦夷・蝦夷という字を適用したのと同じ思想から賤んで呼称したもの」とする。また、辞典は以下のように説明する。

・ 神話伝説で、大和政権に服従しなかったという辺境の民の蔑称。
〔広辞苑〕 第六版

・ 古代、中央政府の威徳に服しない土着の人々を、蔑視して呼んだ称。穴居して、性凶暴であったという。

〔精選版日本国語大辞典〕 第二版

・ 中央の勢力に対する土着の集団を異類視して表現した語。一定の部族名ではない。穴居の生活をいとなく、未開の人種と考えられていた。
〔時代別国語大辞典上代編〕

以上の通説が指摘するような、中央政府に服従しない土蜘蛛の例は多いが、一方で中央政府に奉仕する土蜘蛛もみられる。例えば、肥前国風土記彼杵郡周賀郷の条では、神功皇后の行幸の

山崎 かおり

折、その従者を土蜘蛛が救ったとする。豊後国風土記大野郡の条にも、行幸中の天皇に御膳を献上する土蜘蛛が登場する。

また、祭祀の方法を知っている土蜘蛛もいる。肥前国風土記佐嘉郡佐嘉川の条では、女性の土蜘蛛が荒ぶる神の祭り方を県主の祖に伝えたことで「賢女」と讃えられている。さらに日向国風土記逸文の土蜘蛛は、天孫の二ニギが地上に降臨した時、天孫に稲穂を投げ散らすよう助言し、それによって太陽と月が輝いたという。これらの土蜘蛛は、性凶暴とも未開の人種とも言い難い。特に、記紀の天孫降臨神話に対応する伝承で、祭祀の方法を皇祖神に伝えた日向国風土記逸文の土蜘蛛には神聖性が窺える。

このように、政府に従わなかった未開の人々を指す蔑称とする通説は、全ての土蜘蛛には当てはまらない。そこで、土蜘蛛が地方の首長や土着の人々全般を指す語であると仮定すると、これも十分な説明とはいえない。地方の首長を意味する言葉としては、他にヒトゴノカミ（首渠・魁帥・尊長など）があり、土着の人々を意味する言葉としてはクニヒト（土人）がある。どちらも土蜘蛛同様に天皇の巡幸伝承にみられる。しかし、土

蜘蛛の描写には一定の表現の型がみられ、ヒトゴノカミヤクニヒトとは区別されている。

本稿で、複数の土蜘蛛に共通する特徴として注目したいのは、その宗教性である。すでに複数の論考において、土蜘蛛の中に祭祀を行う者がいることが注目されている。呉哲男は、神武紀の土蜘蛛の名に「祝」が含まれることや、肥前国風土記佐嘉郡佐嘉川の条をふまえ、土蜘蛛に巫祝の要素と首長的要素の相互関係が窺えると指摘する。また吉田修作も、肥前国風土記佐嘉郡佐嘉川の条や、彼杵郡速来村の条で玉を天皇に献上する土蜘蛛、名に「祝」や「耳」が含まれる土蜘蛛に注目し、土蜘蛛の中に宗教性がみられる者がいると述べている。このような土蜘蛛の宗教性は、土蜘蛛の本質と関わるものではないか。また、土蜘蛛に多くの女性が含まれることにも注目したい。このことは、土蜘蛛とヒメヒコ制（宗教的な男女二重王権）が結びつくことと関係する。本稿では、上代の土蜘蛛伝承の中で、特に宗教性がみられるものに注目し、検討していきたい。

二、上代の土蜘蛛の特徴

まずここで、上代の土蜘蛛伝承をまとめる。土蜘蛛が登場する文献は、記紀と、常陸国風土記・豊後国風土記・肥前国風土記、風土記逸文（撰津国、陸奥国、越後国、肥後国、日向国）であり、全部で三十一の記事がある。紙幅の都合上、すべての伝承を引用することはできないので、その内容を表にまとめたものを掲載する。

11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
豊後風	豊後風	豊後風	豊後風	常陸風	常陸風	神功皇后 撰政前紀	景行紀 十八年六月	景行紀 十二年十月	神武即位 前紀己未 年二月	神武記	出典
直入郡蹶石野	直入郡祢疑野	日田郡五馬山	日田郡石井郷	久慈郡薩都里	茨城郡	（筑後国）山 門県	（肥前国）玉 杵名邑	（豊後国）碩 田国の速見 邑、直入 郡、直入 郡の祢疑野	（大和国）層 富島の波 丘岬、和 見の長柄 岬、高尾 張	坂の大家 忍	地域
	打媛・八田・ 国摩侶	五馬媛		土雲	（国奥、都知 久母、夜都賀 波岐、佐伯）	田津津媛・夏羽	津類	青・白、打媛・ 八田・国摩侶	新城戸畔、居 勢祝、猪祝	八十建	土蜘蛛名
		五馬山に在る。	石を使わず土で築 いた堡に住む。	国柄の名が「土 雲」。	住む。土窟、穴に 住む。			鼠の石窟、石室に住 む。力が強く仲間 が多い。皇命に従 わない。有効な武 器は海石榴樹の権 る。	力が強く従わな い。身体が短く手 足が長い。侏儒と 似ている。	表記は「土雲」。大 室（大室屋）にい る。尾が生えてい る。「得らぬなる」。	土蜘蛛の特徴
景行天皇が伐つと 3に対応。	景行天皇が伐つと 3に対応。			兎上命に誅殺され る。	大臣（多臣）の黒坂 命に誅殺される。	皇后軍に田津津媛 が誅殺され、兄の 夏羽は逃亡する。	景行天皇軍が誅殺 する。	景行天皇軍が誅殺 する。打媛は服従 の意志を見せる が救されず自殺す る。	神武天皇軍が誅殺 する。	神武天皇軍が、饗 を土蜘蛛に与える とだまし、土蜘蛛 を誅殺する。	伝承の内容

上代の土蜘蛛

26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12
肥前風	肥前風	肥前風	肥前風	肥前風	肥前風	肥前風	肥前風	肥前風	肥前風	肥前風	豊後風	豊後風	豊後風	豊後風
彼杵郡周賀郷	彼杵郡浮穴郷	彼杵郡速来村	藤津郡能美郷	杵嶋郡嫁子山	松浦郡植嘉郷	松浦郡大家嶋	松浦郡周賀里	小城郡	佐嘉郡佐嘉川	総記(肥後 来名峰)	野直入郡 部郡宮浦 直入郡杵疑	大野郡網磯野	大野郡海石 榴市・血田	直入郡宮処野
薺比表麻呂	浮穴沫媛	速来津姫、健 津二間(寤染)	少白	八十女 大白・中白・	大耳・垂耳	大身	海松檉媛	山田女	大山田女・狭 山田女	打猴・頸猴	青、白／打猿 八田・国摩侶	小竹鹿麩・小 竹鹿臣		
	皇命に逆らう。	球磨噌啖(熊襲) とは区別される。	服従しない。	皇命に逆らう。 堡に住み、天皇に 服従しない。	天皇の見本を作つて 天皇に献上する。	ない。		従わない。	荒ぶる神への祭祀の 方法を知つて、 堡に住み、皇命に 従わない。	下八十人以上の部 下がいる。皇命に 逆らい服従しない。	鼠の窟窟に住む。 強暴で仲間が多 い。朝廷に反抗的。	狩人の声が大きい。	鼠の石窟に住む。 退治の武器は海石 榴樹の椎。	
破胎を救助する。	神功皇后の新羅征 伐の際、陪従の難 破胎を救助する。	天皇に献上する。	姉は弟が美しい玉 を持つことを朝廷 に伝え、弟は玉を 天皇に献上する。	誅殺される。	誅殺されそうにな り、命乞いをする。	誅殺されそうにな るが命乞いして許 される。	景行天皇に誅殺さ れる。	抵抗して日本武尊 に誅殺される。	景行天皇に誅殺さ れる。	崇神天皇の時、朝 廷が健甕組を遣わ して滅ぼす。	景行天皇の討伐、 誅殺。3に対応。	土蜘蛛が景行天皇に 御膳の用意をする。	景行天皇が誅殺す る。3に対応。	景行天皇が伐とうと して仮宮を建てる。

31	30	29	28	27
日向風	肥後風	越後風	陸奥風	摂津風
白杵郡知郷郷	益城郡朝来名峰		白川郡八槻郷	
大鉏・小鉏	打猴・頸猴	(八拘脛)	黒鷲、神衣媛、 草野、灰、保々 吉野、阿那尔 那媛、檜猪、神 石置、狹磯名	
大陽と月を輝かせ る祭祀の方法を 知つてゐる。	皇命に逆らい従わ ない。百八十人以 上の部下がいる。	表記は「土雲」。 力が強い。一族が 多い。	表記は「土知朱」。 石室に住む。皇命 に逆らう。蝦夷に 救援を求める。	表記は「土蛛」。 常に穴の中にい る。土蜘蛛は賤称。
	瑞々杵尊に稲を撒く ことで天が明るくな ることを伝える。	崇神天皇の時、朝 廷が健甕組を遣わ して滅ぼす。16に 対応。	八拘脛は土蜘蛛の 後裔である。	誅殺される。

前出の伝承と内容が重なるものについては、「伝承の内容」に「くに対応」とする。以下、土蜘蛛伝承に触れる際は、この表の番号を示しながら説明していく。

まず、天皇や朝廷側から誅殺された土蜘蛛の例を確認する。表では、1、6、13、15、16、18、20、22、25、28、30の計十六の記事がそれに相当する。加えて、7で土蜘蛛を誅殺した兎上命を、日本古典文学大系「日本書紀」と新編日本古典文学全集「日本書紀」に従い海上国造の同族とすれば、7も朝廷の誅殺の類とみなせる。また、誅殺を明示しないが土蜘蛛が討伐の対象として出てくるのは、10、12である。さらに21・23は、誅殺されそうになるが命乞いをして許された例である。このように、多くの土蜘蛛は天皇(朝廷側)から誅殺される対象であった。これ以外では、天皇(皇祖神)・朝廷の征伐や巡行の伝承

において語られる土蜘蛛が14、24、26、31に登場していて、皆恭順の姿勢を示している。県主の祖に神の祭祀法を伝受する17の土蜘蛛についても、やはり広い意味で朝廷への協力者といえる。つまり、土蜘蛛とは基本的に、天皇や朝廷の征伐・巡幸の伝承に登場し、誅殺されるか恭順の姿勢をみせる土着の人々であつたと考えられる。

このような基本的な性格をおさえた上で、それ以外の特徴についても確認していく。まず、土蜘蛛が朝廷側から蔑視されることに触れておく。例えば6の伝承では、土蜘蛛は穴に住み、動物のような性質や心情を持っていて「風俗」が隔たつてゐるとする。また27は、注の部分で「賤しき号を賜ひて土蛛と曰ふ」、つまり土蛛が賤称であるとされる。これ以外でも、土蜘蛛が天皇の誅殺対象となつてゐる場合は蔑視のニュアンスが窺え、これが通説において土蜘蛛を蔑称とする所以でもある。しかし、土蜘蛛が必ずしも蔑視の対象ではないことは前述の通りである。また、土蜘蛛は集団であることが多い。1では「土雲の八十建」として、同じ場面の歌謡にも「人多に 来入り居り」とあることから、この土蜘蛛が集団であつたことがわかる。また、15では土蜘蛛に「衆類も亦多にあり」とされ、16と30では百八十人以上の部下がゐるとされる。さらに、22で土蜘蛛の名が「八十女」とされるが、これは女性の集団であつたことを暗示している。その他の伝承でも、土蜘蛛の名が複数記載され、集団で活動していたことが確認できる。

次に、土蜘蛛が穴居しているという特徴について確認する。まず1の伝承において、土蜘蛛のいる場所は「大室」である。

他の伝承でも類似表現があり、3・13の「石窟」、3の「石室」、6の「土窟」と「穴」、8・18・23の「倭」、15の「磐窟」という場所が土蜘蛛の住処とされる。特に6の伝承では、土蜘蛛は土窟を掘つて穴に住み、動物のような性格や心を持つてゐると文章が続くので、この穴居は一般には土蜘蛛の未開性を示す特徴と考えられている。

また、土蜘蛛の一般と異なる身体的特徴をまとめる。まず、1では土蜘蛛に尾が生えてゐるとする。2では、力が強く、身体が短くて手足が長く、侏儒と似てゐるとする。29では、力があり非常に強いとする。また、土蜘蛛の名に身体的特徴が窺えるものがある。6では、国巢を土地の言葉で都知久母または夜都賀波岐というとするが、このヤツカハギとは、29で土蜘蛛の後裔とされる、脛の長さが八束の八掬脛と同じで、脚が長いという身体的特徴を示す。その他、20の全身、21の大耳・垂耳という土蜘蛛の固有名にも、その身体的特徴が暗示されている。

次に、土蜘蛛が動物に譬えられている例を確認する。3と13の土蜘蛛の住処は「鼠の石窟」とされ、6では「狼の性、鼠の情にして、鼠に窺ひ」としており、土蜘蛛が鼠・狼・鼻に譬えられていることが分かる。さらに、1の土蜘蛛の行動「いなる」を、獣が怒つて吠える意のウナルと同じとする説（本居宣長『古事記伝』）に従えば、やはり何らかの動物がイメージされていることになる。その他、土蜘蛛の名に、2の猪祝、3・10・15の打猿、9の五馬媛、14の小竹鹿麩・小竹鹿臣、16・30の打猿・頸猿、28の黒鷲・栲猪というように、土猿（猿）・馬・鹿・鷲という字が含まれていることから、土

蜘蛛が動物的に捉えられていることが窺える。ちなみに、その名称にもかかわらず、土蜘蛛には虫の蜘蛛らしい特徴が殆どない。唯一、身体が短く手足が長いという描写が虫の蜘蛛と一致するが、土蜘蛛の造形の比喩としてはむしろ哺乳類と鳥類が用いられる。これは、一部の土蜘蛛が「土雲」や「都知久母」と表記されること、すなわち土蜘蛛の元々の語義が蜘蛛と無関係であった可能性があることも関わるだろう。

ここで、土蜘蛛の表記について目を向ける。用例数としては圧倒的に「土蜘蛛」が多いが、この表記をとるのは日本書紀と日本書紀と密接な影響関係があると指摘される、いわゆる九州甲類風土記（表中では、豊後国・肥前国・肥後国・日向国の風土記）に限られる。実際、肥前国風土記の10・11・13・15は、日本書紀の3と内容が重なっている。よって、「土蜘蛛」という表記は日本書紀もしくはこれに類する資料に基づく可能性が高い。また、1の古事記では「土雲」の表記をとるが、これに一致するのが常陸国風土記の7の記事である。ただし、この7では国栖の名を土雲としていて、土蜘蛛と国栖に混同がみられる。同様に常陸国風土記の6では、国巢を土地の言葉で都知久母または夜都賀波岐といい、これが佐伯であるとしている。古事記では、朝廷に逆らわない吉野のクニス・クス（国巢・国主）と土蜘蛛は区別されているのに、常陸国風土記では国栖（国巢）と土蜘蛛が区別されていない。常陸国風土記で都知久母は土地の言葉とされるが、元々は朝廷に反抗的な人々を指すツチクモという言葉が中央から伝わってきたもので、他の異族的集団と混同されて使われていたのではないか。蜘蛛らしい特

徴が殆どないにもかかわらず、朝廷から誅殺される人々が各地で土蜘蛛と呼ばれるのも、同様の経緯があるように思われる。

以上、土蜘蛛が、天皇や朝廷の征伐・巡幸の伝承に登場し、誅殺されるか恭順の姿勢をみせる土着の人々という基本的性格を持つ他、集団である、穴居している、身体的特徴がある、動物に譬えられるという、一定の型で描写されることを確認した。さらに、土蜘蛛はその名に「白」「青」という色名を含んだり、「女」「媛」を含む名の女性であったりする。以上の特徴の中から、土蜘蛛の宗教性が窺えるので、次節で検討していく。

ちなみに土蜘蛛については、狩猟、漁撈などの先史時代の生活に留まった人々とする見方や、漁撈民とする見方、皇都からみて異境の山や海の民とする見方、農耕的呪術者とする見方もあるが、これらはいずれも一部の土蜘蛛伝承に該当するもので、すべての伝承に当てはまるものではないことを付記しておく。

三、土蜘蛛の宗教性

本節ではまず、土蜘蛛の宗教性や巫祝性が顕著にみられる例として、前節の表では17に相当する、肥前国風土記佐嘉郡佐嘉川の伝承を紹介する。

此の川上に荒ぶる神ありて、往来の人、半を生かし、半を殺しき。ここに、県主等の祖大荒田占問ひき。時に、土蜘蛛、大山田女・狭山田女といふものあり、二の女子の云ひしく、「下田の村の土を取りて、人形・馬形を作りて、此の神を祭祀らば、必ず応和ぎなむ」といひき。大荒田、即ち其の辞の随に、此の神を祭るに、神、此の祭を散けて、

遂に応和ぎき。ここに、大荒田いひしく「此の婦は、如是、実に賢女なり。故、賢女を以ちて、国の名と為むと欲ふ」といひき。因りて賢女の郡といひき。

ここでは、女性の土蜘蛛二人が川上の荒ぶる神の祭祀法を県主に伝えている。この伝承は、既に多くの研究者により、祭祀を行う巫女的な土蜘蛛の例として注目されている。この記事における「下田の村の土を取りて」云々は、神武即位前紀戊午年九月五日条で、天つ神が天皇の夢に現れ、天香山の社の土を採って祭祀土器を造り天神地祇を祭れば、敵は自然に帰服すると助言したのと類似する。また、土で人形・馬形を作って神を祭ることについては、日本古典文学大系『風土記』が「人民と馬を神に献ずる意の祭儀であろう」とし、皇極紀元年七月二十五日条で「村村の祝部の所教の隨に、或いは牛馬を殺して、諸の社の神を祭る」とあるように、祝（神職）が人や馬を神に献上する祭祀に由来するものであろう。加えて、福岡県宗像市の沖ノ島で奉納されていた人形・馬形や、橿原遺跡・藤原京跡・平城宮跡・長岡京跡などから出土した土偶、土馬なども想起される。

この伝承で印象的なのは、県主の祖の名が大荒田、土蜘蛛の名が大山田女と狭山田女、地名が下田というように、「田」の字が集中して出てくることである。つまり、この伝承は稲作を背景としたものであろう。名に「田」が含まれる土蜘蛛としては、他にも3・10・15の八田、5の田油津媛がいて、一部の土蜘蛛の背景に田の信仰があることを窺わせる。また、これは稲と太陽の信仰を背景とした、31の土蜘蛛伝承とも通じ合うもの

である。

そこで次に、31の日向国風土記逸文の伝承を引用する。

臼杵の郡の内、知鋪の郷。天津彦々火瓊々杵尊、天の磐座を離れ、天の八重雲を排けて、稜威の道別き道別きて、日向の高千穂の二上の峯に天降りましき。時に、天暗冥く、夜昼別かず、人物道を失ひ、物の色別き難たかりき。ここに、土蜘蛛、名を大鉏・小鉏と曰ふもの二人ありて、奏言ししく、「皇孫の尊、尊の御手以ちて、稲千穂を抜きて粉と為して、四方に投げ散らしたまはば、必ず開晴りなむ」とまをしき。時に、大鉏等の奏ししが如、千穂の稲を搗みて粉と為して、投げ散らしたまひければ、即ち、天開晴り、日月照り光き。

この土蜘蛛は、天から降臨したニギに稲千穂を投げ散らすよう助言し、それによつて太陽と月が照り輝いたとなつていて、太陽と稲の祭祀を掌る存在として語られる。土蜘蛛の名が大鉏・小鉏というように農業に関わるものであることも興味深い。この伝承は、記紀の天孫降臨神話に対応しているが、一旦天が暗くなったのを、祭祀を行うことで再び明るくしたという内容は、天の岩戸（天の石屋）の神話とも通じる。この二つの重要な皇室神話に関わる祭祀を知っていた土蜘蛛は、非常に神聖な存在として描かれていることになる。そもそも、太陽と稲の祭祀は皇室祭祀の重要な位置を占めるものであることが、記紀において天照大神自らが稲作を行うこと、皇祖神の名（古事記の正勝吾勝々速日天之忍穗耳命、天津日高日子穗々手見命など）に日と穂が含まれること、新嘗祭・大嘗祭において太陽信

仰と稻の豊穰が結びついていることなどから指摘できる。このように、皇室の行う祭祀と土蜘蛛の掌る祭祀に同質のものがあつたことに注意する必要がある。

これ以外にも、祭祀を行う土蜘蛛の例がみられる。次に引用する、24の肥前国風土記彼杵郡速来村の伝承である。

天皇、豊前の国の宇佐の海浜の行宮に在して、陪従、神代直に勅せて、此の郡の速来(はやき)の村に遣りて、土蜘蛛を捕らしめたまひき。ここに、人あり、名を速来津姫(はやきつひめ)といひき。此の婦女の申ししく、「妾が弟、名を健津三間(たけつみつま)といひて、健村の里に住めり。此の人、美しき玉有たり。名を石上(いそが)の神の木蓮子玉(きねこぎ)といふ。愛しみて固く蔵し、他に示せ肯はず」とまをしき。神代直、尋ね覓(たづ)んに、山を超えて逃げ、落石の岑(郡より北の山なり)に走りき。即て逐ひ及きて捕獲り、虚実を推問ふに、健津三間の云ひしく、「実に二色の玉有たり。一つは石上の神の木蓮子玉といひ、一つは白珠といふ。磧(いし)に比へつれども、願はくは献りなむ」といひき。

この後、篋(たね)籙(ふ)という人物が玉を天皇に献上した、同様の内容が続くが省略する。この伝承では、土蜘蛛の速来津姫が、弟の健津三間の所持していた木蓮子玉の存在を天皇側に告げ、弟は一旦逃げようとしたが最終的に玉を献上する。これは、崇神紀六十年七月十四日条で、出雲臣の遠祖出雲振根の外出中に、弟の飯入根が出雲大社の神宝を天皇の意向に従い献上したが、それを後から知った兄が怒りのあまり弟を殺したという話と類似する。つまり、どちらも祭祀の対象としての神宝を天皇に献上

することが服属の意志を表すことになる場面である。逃げた弟を探し求めようと天皇側が派遣したのが「神代直」であつたことも、この土蜘蛛が祭祀に関わる者であつたことを暗示している。

ちなみに木蓮子玉とは、イタビカズラの果実に似た黒い玉のことである。ここで注目したいのは、「石上の神の木蓮子玉」とあることである。石上の神とはすなわち大和国の石上神宮の祭神であろう。石上神宮は神剣の祭祀で知られるが玉の祭祀もあり、垂仁紀八十七年二月条では、獣の腹にあつた八尺瓊の勾玉が石上神宮に奉献されたとする。また、石上神宮の祭祀に関与していた物部氏の中に物部木蓮子大連(もりのくねのきねのおおむね)がおり、娘の宅媛が安閑天皇の妃となつている。この物部氏の名が木蓮子玉と一致することから、肥前国風土記彼杵郡速来村の土蜘蛛伝承における石上の神は、直接的に大和国の石上神宮と結びつくものであつた可能性が高い。このように、土蜘蛛の行う祭祀が、土着の人々の行う地方性の強いレベルのものに留まらないことは興味深い。

以上の伝承以外でも、3の景行紀十二年十月条において、土蜘蛛の討伐で「海石榴樹」という呪具が武器とされたり、「水上に卜す」というように占いが行われたり、討伐の前に「志我神・直入物部神・直入中臣神」に祈れることも、土蜘蛛が宗教的な存在と捉えられていたことを示すものであろう。13の豊後国風土記大野郡海石榴市・血田の伝承でも、「海石榴樹」で武器を作つたとする。多田元は、土蜘蛛の穴居生活と呪具で制圧することを、地に潜む邪霊的存在として認識されていたことを示

唆するものと指摘する¹⁾。

以上、土蜘蛛の祭祀伝承を検討してきたが、土蜘蛛にはその名から巫祝であることが窺える者がいる。2の神武即位前紀条の土蜘蛛の名である居勢祝^{いせしほ}と猪祝^{いのほ}祝^{いのほ}に含まれる「祝」は神職を意味し、上代には、「祝が以ちいつく、天之御影神」(開化記)、「菟田の人伊賀彦を以て祝として祭らしめたまふ」(仲哀紀八年正月四日条)、「伊奘諾神、祝に託りて」(履中紀五年九月十八日条)、「三輪の祝が忌ふ杉」(万葉集卷四・七二)、「神の祝が斎ふ杉原」(万葉集卷七・一四〇三)などの多くの例が見いだせる。

また、28の陸奥国風土記逸文における土蜘蛛の神衣媛という名は、神代紀第七段本書で「神衣」を織っていた天照大神、神代紀第九段一書第六で機を織っていた皇孫の妻となる木花開耶姫、肥前国風土記基肆郡姫社郷で織機を操る女性の崇り神などを想起させる。さらに、常陸国風土記久慈郡太田郷でも、天より降った珠壳美万命^{たまぐさみまのみこと}(皇孫ニニギ)に従って降った綺日女^{かほひめ}命^{のみこと}が、長幡部の機殿や神へ献上する服の由来として語られるが、この直後に7の土蜘蛛伝承が続いていて、土蜘蛛がこの女神と同類の存在であったことを窺わせる。以上の神の衣の記事では、機の神が女神であるという共通点がある他、皇室と関わる例があることが興味深い。

以上、土蜘蛛と祭祀との関わりが明確な伝承について検討してきた。土蜘蛛の祭祀と朝廷の祭祀に近似性がみられることは、土蜘蛛が未開の人種ではなく文化的な人々であることを示している。

そしてこれ以外にも、土蜘蛛の宗教性を示す描写がある。前節において、土蜘蛛が比喩表現やその名から、鼠・狼・梟・猪・猿(猴)・馬・鹿・鷲という動物と結び付けられていることを指摘した。これらの動物は、野蠻な土蜘蛛をイメージさせる一方で、神性を帯びて語られることもあるのに注目したい。

まず「鼠」は、古事記で大穴牟遲神を助けたことが著名であるが、孝徳紀大化元年十二月九日条、白雉五年正月一日条、天智紀五年是冬条などで、鼠の移動が遷都や造柵の前兆とされていること、また、天智紀元年四月条で鼠が馬の尾に子を産んだことが高麗が敗れることの前兆とされることから、その特異な行動に一貫して予兆性がみえ、一種の神性がある動物とみることができ。次に「狼」は、欽明即位前紀条で秦大津父が狼に対して「貴き神」と呼びかけているところを見ると、神と同一視された動物といえる。また、「猪」もやはり神と同一視された動物で、景行記で倭建命が出会った白猪は「神の正身」であった。さらに、山城国風土記逸文(『本朝月令』所引「秦氏本系帳」)の賀茂乘馬の条では、「猪の頭」を被って祭祀を行うとしている。そして、「猿(猴)」も神との縁の深い動物で、皇極紀三年六月三日条では、三輪山で猿が歌った歌が、数年後上宮の王たちが滅亡させられたことの前兆になったとする。同四年正月条では、猿の声が遷都の前兆になったとし、さらに当時の人がこの猿を伊勢大神の使者であると述べたという。次に「馬」については、既出の17の土蜘蛛伝承における馬形の祭祀や、常陸国風土記香島郡の香島の天の大神に「馬一匹」が奉納されたこと、天武紀五年八月十六日条の祓つ物に「馬一匹」と

あることなど、神に奉納される動物として登場することが多い。「鹿」も、その骨が鹿卜で使われたり、景行記や景行紀四十年は歳条で白い鹿が神とされるなど、神と同一視される動物である。「鷲」については、撰津国風土記逸文の下樋山の条（『本朝神社考』所引）で、大神の天津鰐が鷲になり、通行人の半分を留めたので祭祀を行ったという伝承がある。

以上、土蜘蛛と結びつく動物が、神と同一視されたり祭祀と関わることを確認してきた。土蜘蛛は、動物神に近い存在として描写されているのではないだろうか。もしくは、土蜘蛛が巫祝であるから、祭祀に用いる動物が名前に付けられたとみることもできよう。

土蜘蛛に尾が生えているという特徴は、同様に尾が生えている神武記の井氷鹿いひかと石押分いしおしわけの子が国つ神と名乗っていることから、神のような存在であることを示しているとみられる。ちなみに、吉田修作は21の大耳・垂耳について、ミミ（耳）の名は神意を聞く能力の持ち主であることを示しており、土蜘蛛にもそのような宗教的能力があったとする¹³。

また、土蜘蛛の名に、3・15の青、3・15の白、23の大白・中白・少白というように「白」と「青」が含まれることがある。これは、白が上代において神聖な色とされていて、白い動物は神や瑞祥とされることや、青が神代紀第七段本書で「青和幣」と「白和幣」というように、白と対照的に出てきて神聖な色とされることをふまえると、これもまた土蜘蛛が宗教的な存在とみられていたことを示していると考えられる。

さらに、穴居しているという特徴は、文脈上は土蜘蛛の未開

性を示すものであるが、その住処とされる「石窟」「石室」「土窟」「磐窟」に類似した言葉として、神代紀第七段で天照大神が隠った「天石窟」、出雲国風土記嶋根郡加賀郷と加賀神埼の条で佐太の大神の生まれた「岩屋」「窟」、飯石郡琴引山の条で神のいた「窟」がある。以上のように、土蜘蛛の住処は神の住居とみても違和感がないものである。

このように、土蜘蛛伝承を検討すると、土蜘蛛に宗教的性格がみられることを示す内容が多く含まれている。これは、土蜘蛛の本質を考える上で重要である。つまり土蜘蛛とは、天皇や朝廷の征伐・巡幸の伝承に登場する土着の人々の中でも、特に宗教性を帯びている人々を指すのではないだろうか。そこで次節では、特に女性の土蜘蛛が祭祀と関わっている例に注目してみたい。

四、土蜘蛛とヒメヒコ制

本節では、土蜘蛛に多くの女性が含まれることを手がかりに、女性の土蜘蛛の宗教的な役割について、ヒメヒコ制と関連づけながら考察していく。

まず、女性の土蜘蛛について確認すると、名に「女」か「媛」を含む、5の田油津媛、9の五馬媛、17の大山田女・狭山田女、19の海松檀媛、22の八十女、24の速来津媛、25の浮穴沫媛、28の神衣媛・阿邪尔那媛は、明らかに女性である。さらに、これ以外にも女性とみられる土蜘蛛が存在する。14の土蜘蛛つむぎの小竹鹿奥こたけと小竹鹿臣こたけについて、日本古典文学大系『風土記』と新編日本古典文学全集『風土記』が、キは男、ミは女を

示すと指摘するのに従えば、小竹鹿臣も女性である。また、トベという語尾を持つ名が女性名であるとする、溝口睦子や三浦佑之の指摘に従えば、2の新城戸畔も女性である。このように、土蜘蛛の中には多くの女性が含まれる。新城戸畔は、居勢祝や猪祝と共に「勇力」に恃んで帰順せずに誅殺されたが、居勢祝や猪祝が祝（神職）であることを考慮すると、新城戸畔も単なる勇敢な兵士ではなく、巫女的な女性であったのかもしれない。

以上の女性の土蜘蛛たちは、伝承においていずれも首長的な存在である。24の速来津姫は、弟の所持していた玉の存在を天皇側に告げ、弟は一旦逃げたものの玉を献上する。ここで、弟が最終的には天皇に抵抗せず姉の判断に従ったのは、姉が弟より上位であったためではないだろうか。そこで参考になるのが3と15の伝承である。この3と15には、「一処の長」もしくは「其処之長」とされる速津媛という女性が登場し、土蜘蛛たちの居場所や状況を景行天皇に伝えている。この速津媛は土蜘蛛とはされないが、立場としては24の速来津姫に近い。速津媛は土蜘蛛集団の長であったが、天皇側についたため土蜘蛛と明示されなかったであろう。このように、首長と土蜘蛛は重なりあうものであったとみられる。弟と共に首長的な立場にあった24の速来津姫と同様に、兄と共に首長であることが窺えるのは5の田油津媛で、この田油津媛が誅殺された後に兄の夏羽が逃走しているの、妹の方が上位にあったとみるべきであろう。

ちなみに、常陸国風土記新治郡には「古、山賊あり。名を油置売命と称ふ。今も社の中に石屋あり」という記事がある。

この油置売命は土蜘蛛とはされないが、名が5の田油津媛と類似し、石屋にいるという描写も土蜘蛛伝承と類似する。油置売命の場合、「社」とあるから神か巫女であり、敬称の「命」がつくことから高貴な女性とされていたことが分かる。田油津媛も、この油置売命と同様の立場にあったと考えられる。

24の速来津姫と5の田油津媛は、兄弟と共に地方を支配していた宗教的立場にある女性であり、いわゆるヒメヒコ制のヒメに相当する女性である。ヒメヒコ制とは、一般に「地名＋ヒメ」と「地名＋ヒコ」の名をもつ男女が一对となり、その地域の支配権を構成する、原始的王権のあり方を指し、男女二重王権ともいう。このヒメヒコ制が、兄妹もしくは弟姉による宗教的支配によるものであることは、柳田国男や倉塚暉子などによつて指摘されている。その具体例としては、天下を治めようとした沙本毘古王と妹の沙本毘売命（垂仁記）、神の妻となる玉依日売と兄の玉依日子（山城国風土記逸文）、神の妻となる努賀毘咩と兄の努賀毘古（常陸国風土記那賀郡）などが挙げられる。また、ヒメヒコ制の最古の例としては、鬼道に仕える女王を弟が補佐して国を治めたという、『魏志』倭人伝の卑弥呼とその弟が知られる。土蜘蛛の女性首長とヒメヒコ制の女性首長は立場が重なるとみてよいであろう。

このヒメヒコ制は、天皇制確立以前の古代日本に存在していた政治形態であったとされるが、これは土蜘蛛伝承が天皇もしくは朝廷の征討・巡幸伝承でみられることと軌を一にする。つまり土蜘蛛とは、ヒメヒコ制など、天皇制以前の宗教的政治形態を取っていた集団を指すのであり、天皇や朝廷側は彼等を支

配下におくために討伐を行うのであろう。

五、大和国の土蜘蛛

ここでは、土蜘蛛の本拠地からその姿に迫ってみたい。本稿冒頭で示した、『広辞苑』による土蜘蛛の説明に「辺境の民」というものがあつた。たしかに、土蜘蛛の本拠地が辺境である例もあるが、土蜘蛛の分布は辺境に限らず東北から九州の広範囲に渡る。その点、東北の蝦夷や南九州の熊襲、大和国の吉野と常陸国のクニス・クス（国巢・国主・国栖）が特定の地域に分布するのとは対照的である。

ただし、広範囲であるとはいっても土蜘蛛の本拠地はある程度限定されている。古事記では大和国、日本書紀では大和国と九州（豊後・肥前・筑後国）が本拠地である。風土記では常陸国風土記・豊後国風土記・肥前国風土記と、摂津国・陸奥国・越後国・肥後国・日向国の風土記逸文に土蜘蛛が登場している。ちなみに、出雲国風土記と播磨国風土記には土蜘蛛が全く登場しない。出雲国風土記には天皇（朝廷側）の討伐や巡幸の記事が無いので、その文脈の中で語られる土蜘蛛が登場しないのは当然である。一方、播磨国風土記には播磨国を舞台とした天皇の討伐の記事はないものの、巡幸の記事ならば散見される。

土蜘蛛の記事の有無については、これらの風土記において神や司祭者がどのように捉えられているかという問題とも関わるだろう。出雲国風土記は神の記事が多く、常陸国風土記や九州風土記は天皇の記事が多く、播磨国風土記は折衷的な様相を帯びる。本稿で検討したように、土蜘蛛には宗教的性格があり、

その実態は司祭者であつたのだろう。神を重視する立場から書かれた風土記は当然司祭者も尊重するので、それを土蜘蛛として賤しめることは考えにくい。一方、土蜘蛛の登場する文脈は、在地伝承であつても朝廷側からの視点を多分に含むものと考えられる。言い換えれば、在地の司祭者の捉え方の違いが、各風土記における土蜘蛛記事の有無に結びつくと考えられる。

ここで、大和国の土蜘蛛の本拠地に注目してみたい。つまり、1の神武記の土蜘蛛の本拠地である忍坂（桜井市忍坂）と、2の神武記の土蜘蛛の本拠地である層富^{はらゆ}富^{とみ}の波^{なみ}崎^{さき}丘^{かみ}岬^{さき}（奈良市東南部）、和珥^{わに}の坂^{さか}下^{した}（天理市和珥）、臍^{はそみ}見^みの長^{なが}柄^へ丘^{かみ}岬^{さき}（御所市名柄か）、高尾^{たかお}張^は邑^{むら}・葛^{くわ}城^{じょう}（御所市西南部）である。これらはいずれも、奈良盆地の南部という、歴代皇居の多く営まれた地域に含まれており、辺境という表現に相応しい場所ではない。

まず、神武記の忍坂について確認すると、古事記において地名の忍坂は他に出てこないが、垂仁紀三十九年十月条の一説において、まず大刀を「忍坂邑」に収め、その後忍坂から移して石上神宮に収めたとしている。このように、忍坂の地は石上神宮と密接な関わりがある。24の肥前国風土記の伝承では、土蜘蛛が「石上の神の木蓮子玉」を祀っている。あるいは、1の土蜘蛛と24の土蜘蛛には何らかの関係があるのかもしれない。

ちなみに、忍坂を名前に含む人物として、古事記では応神天皇皇女の忍坂大中比売、允恭天皇太后で安康・雄略天皇生母の忍坂之大中津比売命、天武天皇祖父の忍坂日子人太子がいる。さらに皇極紀二年九月六日条によれば、天武天皇の父の舒明天皇が押坂^{おしか}陵^{りやう}に葬られたという。このように、忍坂は天武天

皇の先祖と縁の深い地である。この忍坂にいた土蜘蛛の八十建やそに対し、神武天皇の一行は饗（御馳走）を提供するふりをして八十膳夫（多くの給仕人）を用意したが、食物の献上は服属儀礼でもあるので、ここで神武天皇の一行は一旦、土蜘蛛の八十建に服従の姿勢を見せたことになる。よってこの土蜘蛛を、神武天皇来訪以前の大和周辺を治めていた豪族とみることもできよう。

この神武記の土蜘蛛八十建は、神武即位前紀戊午年九月五日条と十月一日条の、国見丘（音羽山の南の経ヶ塚）の八十梟帥やそに相当するが、この八十梟帥は土蜘蛛とはされない。同様に八十梟帥として、倭国の磯城邑（三輪山麓西部）の磯城八十梟帥やそ高尾張邑（或本に葛城邑）の赤銅八十梟帥が登場するが、これらの八十梟帥も土蜘蛛ではない。神武紀において土蜘蛛が登場するのは、東征の最終段階で神武天皇即位の直前の、神武即位前紀己未年二月二十日条である。神武紀では、菟田県の兄え狛、国見丘の八十梟帥、磯城邑の磯城八十梟帥、高尾張邑（葛城邑）の赤銅八十梟帥、兄磯城、長髓彦といった敵が倒された後で、土蜘蛛の新城戸畔、居勢祝、猪祝が登場している。で、この土蜘蛛達が、天皇来訪以前の大和の支配者層であった可能性がある。特に高尾張邑（葛城）の地については、既に敵の赤銅八十梟帥がいたと記しているのに、再びこの地に敵として土蜘蛛が登場し、この土蜘蛛が誅殺された後に「遂に区宇を安定むること得たまふ」とあるので、やはりこの土蜘蛛はこの地域の代表者であったとみるべきであろう。

この葛城の地は、綏靖天皇の葛城の高岡宮、孝昭天皇の葛城

の掖上宮、孝安天皇の葛城の室の秋津島宮（いずれも古事記の表記）というように初期天皇の宮都のあった場所で、後世は皇室の外戚として繁栄を誇った葛城氏の本拠地としても知られる。さらに和珥の地は、多くの皇妃を輩出した丸迹氏の本拠地である。この葛城と和珥を本拠地とした土蜘蛛が、葛城氏や丸迹氏の前身となるような豪族であった可能性もある。

土蜘蛛を未開の人々とするような書き方は、あくまでも天皇や朝廷側から記した修辞であって、土蜘蛛の実態は、未開の民ではなく宗教性を帯びた首長であったのだろう。ちなみに、神武即位前紀己未年三月七日条では、一般民衆を「民の心朴素なり。巢に棲み穴に住みて、習俗惟常となりたり」と記すが、これは土蜘蛛の描写と類似する。このように、一般の民衆が未開の人々のように表現される例があることは、土蜘蛛という存在を考える上で参考となるだろう。

六、おわりに

本稿では、土蜘蛛を政府に従わなかった未開の人々を指す蔑称とする通説に疑問を呈しつつ、上代の土蜘蛛伝承全体に目を通しながら、特にその宗教性に注目して論を展開した。土蜘蛛の基本的な意味は、天皇や朝廷の征伐・巡幸の伝承に登場する土着の人々であろうが、その描写には一定の型があり、集団である、穴居している、一般と異なる身体的特徴がある、動物に譬えられるなどの特徴が複数の伝承に出てくる。土蜘蛛の中には、伝承内容から巫祝であることが明確に分かる者がいるが、穴居や身体的特徴、動物の比喩といった描写にも宗教性が示さ

れているのではないか。また、女性の土蜘蛛が多く登場し、首長的な立場にあることは、宗教的な男女二重王権、すなわちヒメヒコ制が背景にあるだろう。土蜘蛛は朝廷側と対立した状況において未開の民であるかのように描写されることがあるが、それは朝廷側からの視点である。土蜘蛛とは宗教性を帯びた地方の首長を指す言葉であつたことが、その伝承から窺い知ることができるといえる。

土蜘蛛が蔑視の対象として描写されるか、その逆に神聖な存在として描写されるかは、それを記述する者が土蜘蛛をどう認識していたかに大きく左右される。たとえば、常陸国風土記の6の伝承をみると、土蜘蛛は穴倉に住み、動物のように野蛮な生活をしていたと描写されるが、これは景行紀四十年七月十六日条における、蝦夷が冬は穴に寝て夏は巢に住み、鳥のように山に登り獣のように疾走するという描写とも相通じるものがあり、異族的集団の描写の典型ともいえる。同じく常陸国風土記の7では、兎上命が土蜘蛛を殺すことに成功したことで「福なる哉」と言ったことが佐都という地名の由来となつたとしている。常陸国風土記の土蜘蛛には、表面的には宗教性や神聖性が一切見られない。しかし前述のように、常陸国風土記においては土蜘蛛という存在の認識が曖昧であり、国果の別名として「都知久母」を挙げたり、「土雲」表記で国栖の固有名としたりしている。常陸国風土記における土蜘蛛は、他の異族的集団と同一視された存在で、宗教性を持つ集団であるという本質が忘れ去られて記述されるとみるべきであろう。

注(1) 呉哲男「祝の系譜—日本原始觀念の發達(二)—」(『古典学』4、昭46・6、後に『古代言語探究』五柳書院)

(2) 吉田修作「神功皇后伝承—神功皇后と土蜘蛛・羽白熊鷲—」(『比較文化(福岡女学院大学)』2、平17・3、後に『憑り来ることばと伝承—託宣・神功皇后・地域—』おうふう)

(3) 本居宣長は、土蜘蛛は蜘蛛に擬えて名づけられた人々であると主張しつつ、クモはコモリで土隠であるとの説も紹介する。「雲」という表記を重視すると、雲は靈魂の象徴となることから、土蜘蛛の語義は土にいる靈の意であつた可能性もある。

(4) 小田富士雄「豊後・肥前国風土記」(『日本古代文化の探求 風土記』社会思想社、昭50・10)

(5) 水野祐「土蜘蛛とその実態」(『現代思想』12—8、昭59・7、後に『入門・古風土記(下)』雄山閣出版)

(6) 坂本勝「土蜘蛛」(『古代文学講座6 人々のざわめき』勉誠社、平6・12)

(7) 瀧音能之「土蜘蛛の原義について」(『象徴図像研究—動物と象徴—』言叢社、平18・3)

(8) 注(1)の呉哲男、(2)の吉田修作、(6)の坂本勝、(7)の瀧音能之。

(9) 土馬は、古墳時代から存在する馬を象つた小型の土製品で、溝や井戸から出土することが多いため、水の祭祀に用いられたと考えられている。

(10) ただし、「鉏」とするのは日本古典文学大系『風土記』で、新編日本古典文学全集『風土記』は「鉏」とする。

(11) 多田元「土蜘蛛」(『日本神話事典』大和書房、平9・6)

- (12) 山田直巳「異形の譜」(『異形の古代文学―記紀・風土記表現論―』新典社、平4・12)は、居勢祝と猪祝を祭祀権を持つ小部族の長とする。
- (13) 吉田修作、注(2)。
- (14) 溝口睦子「記紀に見える女性像―巫女・女酋・治工・戰士―」(『家族と女性の歴史 古代・中世』吉川弘文館、平元・8)。「三浦佑之」母系残留―記紀の婚姻系譜を読む―」(『古代文学』37、平10・3、後に「神話と歴史叙述」若草書房)。「トベ」という語尾を持つ女性の例として、山代之名津比売やましろのえなつひという別名を持つ開化記の苅幡戸弁かりはたとべと、天皇妃となった垂仁紀三十四年三月二日条の綺戸辺たにほたとべを挙げる。ことができ
- (15) 注(6)の坂本勝は、速来津姫の伝承はヒメヒコ制の残存と考えられるかもしれないと指摘する。また、永藤靖「肥前国風土記」と『豊後国風土記』の女性首長」(『風土記の世界と日本の古代』大和書房、平3・4)は、九州地方の女性の土蜘蛛の首長にヒメヒコ制を示す例があることを指摘している。
- (16) 『日本史大辞典』(小学館)の関口裕子の解説。
- (17) 柳田国男「妹の力」(『柳田国男全集』第十一巻、筑摩書房)
- (18) 倉塚睦子「兄と妹の物語」(『巫女の文化』平凡社、昭54・1)
- (19) 飯泉健司「播磨国風土記」(『風土記を学ぶ人のために』世界思想社、平13・8)
- (20) 溝口睦子「『風土記』の女性首長伝承」(『家・社会・女性 古代から中世へ』吉川弘文館、平9・9)は、土蜘蛛とは一部の遅れた人々のみを指すのではなく、四世紀頃の

一般的な地方首長たちを指しているのではないかと述べている。

※本稿は古代文学学会例会(平成27年4月)における発表を基にしたものである。席上、本稿を構成する上で参考となるご意見を頂いたことに感謝申しあげる。